

## 国立大学法人小樽商科大学役員倫理規程

(平成16年5月18日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第2条に規定する役員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、役員執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、役員が職務として携わる、本学の会計関係の規則等に規定する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務にあつて、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

4 役員に異動があつた場合において、当該異動前の役職に係る当該役員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該役職に係る他の役員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があつた役員の利害関係者である者とみなす。

5 他の役員の利害関係者が、役員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役員に行使させることにより自己の利益を図るためその役員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役員の利害関係者は、その役員の利害関係者であるものとみなす。

### (倫理行動基準)

第3条 役員は、本学に勤務する者としての立場を自覚し、国立大学法人法（平成15年法律第112号）その他法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るべき基準として、行動しなければならない。

(1) 役員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 役員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 役員は、法令及び本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 役員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれ

に取り組まなければならないこと。

- (5) 役員は、本学以外の場所においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 役員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、国立大学法人小樽商科大学長（以下「学長」という。）

が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

- 3 第1項の規定の適用については、役員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 役員は、私的な関係（役員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 役員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第7条 役員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(職員からの申請に対する許可又は承認)

第8条 役員は、第4条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ飲食許可申請書又は講演等承認申請書を作成し、学長に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 役員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、

学長に提出しなければならない。

(報酬)

第10条 前条の報酬は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

(贈与等報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、学長がこれを受理した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。

(学長の責務)

第12条 学長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(その他)

第13条 学長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。